

# 佐世保工業高等専門学校学生会会則

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校学生会会則（昭和39年1月25日制定）の全部を改正する。

## 第1章 総則

第1条 本会は、佐世保工業高等専門学校学生会と称する。

第2条 本会は、学生の自主的な活動を通じて、心身の練磨に努め、豊かな人間性を養い、会員相互の親睦を図り、明朗な学園を建設するとともに、良き社会人としての資質を育成することを目的とする。

第3条 本会は、本校学生全員をもって構成し、教職員の指導を受けるものとする。

第4条 規約の制定、変更及び毎年度の事業計画書、収支予算書等すべての決議事項については、校長の承認を受けなければならない。

## 第2章 機関

第5条 本会の運営を図るため次の機関を置く。ただし、実行委員会は必要に応じて置くものとする。

- 一 総会
- 二 評議会
- 三 執行委員会
- 四 風紀委員会
- 五 学級会
- 六 部長会
- 七 選挙管理委員会
- 八 実行委員会

### 第1節 総会

第6条 総会は、全会員で構成し、本会の最高議決機関とする。会員は、総会に出席し、自由に意志を表示する権利を有するとともにその決議に従う義務を有する。

第7条 総会は、毎年5月・11月に開催する。ただし、次の場合は臨時に開催しなければならない。

- 一 評議会が必要と認めたとき。
- 二 会員の3分の1以上の請求があったとき。

第8条 総会は、会長が招集し、議長、副議長はその都度選出する。

第9条 会長は、総会開催10日前に、議題及び必要事項を告示しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第10条 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数によって決する。賛否同数の場合は議長が決する。ただし、会則改廃の場合は全会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 一 本会の事業計画に関すること。
- 二 本会の予算、決算に関すること。
- 三 本会の会則改廃に関すること。
- 四 評議会が必要と認めたこと。

#### 第2節 評議会

第12条 評議会は、各学級から2名ずつ選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議決定する。

第13条 評議会は、次の場合開催する。

- 一 執行委員会が必要と認めたとき。
- 二 評議員の3分の1以上の請求があったとき。

第14条 評議会の議長、副議長及び書記は、その都度選出する。

第15条 評議会は総務局が招集する。

第16条 評議会は、評議員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数を必要とする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

#### 第3節 執行委員会

第17条 執行委員会は、会長、副会長、局長、書記、会計をもって構成し、学生会の会務を執行する。

第18条 執行委員会は、次の場合会長が招集する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 執行委員の3分の1以上が必要と認めたとき。

第19条 執行委員会は、執行委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第20条 執行委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 総会及び評議会において承認された方針に従って執行すること。
- 二 学生会の事業計画書及び予算案を作成すること。
- 三 その他必要事項に関すること。

第21条 執行委員会は校内活動、行事運営及び地域交流を行う際、必要に応じて実行委員会とは別に、委員会を設置することができる。委員会を設置する場合、委員長、副委員長を別に定め、会長が全学生の中より指名する。また、第4章第53条の項には当てはまらない。

#### 第4節 風紀委員会

第22条 上記、第21条に則し、本校学生会に風紀委員会を設置する。

第23条 風紀委員会は、加入希望学生をもって構成し、校内や教室美化に率先して取り組

み、全学生に美化活動を促進させる。

第24条 風紀委員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、第4章第53条の項には当てはまらない。

第25条 委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつ置き、執行委員会の一員として会長が全学生の中より指名する。

#### 第5節 学級会

第26条 学級会は、各学級学生をもって構成する。

第27条 学級会は、各学級において評議員2名及び選挙管理委員1名を選出する。

第28条 学級会は、次の場合開催する。

- 一 評議会又は執行委員会が必要と認めたとき。
- 二 各学級の評議員が必要と認めたとき。
- 三 学級構成員の4分の1以上の請求があったとき。

第29条 学級評議員は、その学級を代表し、学級会の運営にあたる。

#### 第6節 部長会

第30条 部長会は、各局の局長、副局長及び各部の部長をもって構成し、各部門の調整を図る。

第31条 局長は、その局を代表し、局の指導教員と密接な連絡を保ち、適宜部長会を招集する。

第32条 部長は、その部を代表し、部の指導教員と密接な連絡を保ち、部の指導育成にあたる。

第33条 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときこれを代行する。

第34条 部長及び副部長は、各部において互選する。

第35条 部長会は、次の場合開催する。

- 一 評議会が必要と認めたとき。
- 二 局長が必要と認めたとき。
- 三 執行委員会が必要と認めたとき。
- 四 部長の3分の1以上の請求があったとき。

第36条 部長会は、定員の3分の2以上の出席をもって成立する。

#### 第7節 選挙管理委員会

第37条 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出された選挙管理委員をもって構成する。

第38条 選挙管理委員会に、委員の互選による選挙管理委員長1名を置く。

第39条 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、会務を総理する。

第40条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- 一 会長、副会長の選挙に関すること。
- 二 会長、副会長の解職投票に関すること。

三 会長、副会長の任命書の発行

四 本会選挙事務の記録の作成

#### 第8節 実行委員会

第41条 本会の活動を円滑にするために、次の実行委員会を置くことができる。

一 体育祭実行委員会

二 文化祭実行委員会

三 高専祭実行委員会

四 競技大会実行委員会

五 その他、執行委員会の定めるもの。

第42条 実行委員会の結成時期及び委員の構成は、執行委員会において決定する。

第43条 実行委員会は、原則として実行委員長及び会計責任者、それぞれ1名を置かなければならない。

第44条 実行委員会の委員長及び会計責任者は、実行委員会において互選する。

第45条 実行委員会の業務が終了したとき、会長は、これを解散する。

### 第3章 機構

第46条 本会の目的達成のため部活動を展開するにあたって、次の局、部及び同好会を設ける。

一 文化局……総合文化部（文芸班、写真班、美術班、華道班、囲碁・将棋班）、パソコンクラブ、サイエンスクラブ、自動車部、吹奏楽部

二 体育局……陸上部、野球部、ラグビー部、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、卓球部、剣道部、サッカー部、水泳部、テニス部、バドミントン部、ハンドボール部

三 同好会……軽音楽、英会話、ダンス

第47条 会員は、クラブに参加することが望ましい。ただし、文化局に属する部同士の場合を除き、2つの部に所属する場合は互いに異なる局でなければならない。

第48条 局部の新設、合併及び廃止は、評議会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

### 第4章 役員

第49条 本会に次の役員を置く。

一 会 長 1名

二 副 会 長 1名

三 局 長 3名

四 副 局 長 3名

五 書 記 2名

六	会 計	2名
七	総務局員	若干名
八	文化局員	若干名
九	体育局員	若干名
十	評 議 員	40名
十一	監 査	若干名
十二	選挙管理委員	20名

第50条 会長、副会長は、選挙で選出する。局長、副局長、書記及び会計は会長が全学生の中より指名する。また、各局の局員は、面接により選出し、会長が指名する。評議員、監査、及び選挙管理委員の選出は別に定める。なお、選挙に関する詳細は別に定める。

第51条 役員の任務は次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 三 局長は、局を代表し、局務を総理する。
- 四 副局長は、局長を補佐し、局長事故あるときはこれを代行する。
- 五 書記は、本会の庶務を処理する。また、会長、副会長に事故があるときはこれを代行する。
- 六 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 七 総務局員は、会務の円滑を図るため、執行委員会と全学生との連絡調整にあたる。また、渉外・広報・企画・交通等の役職を担い、学生生活の運営に関わる業務を分掌する。
- 八 文化局員は、文化祭及び高専祭の企画、運営等に係る業務を行う。
- 九 体育局員は、競技大会、体育祭の企画、運営等に係る業務を行う。
- 十 評議員は、総会及び評議会の運営にあたる。
- 十一 監査は、本会の会計事務の監査及び各部の物品調査を行い、その結果を会計の中間報告及び決算報告の際に評議会に報告する。
- 十二 選挙管理委員は、本会の選挙事務を処理する。

第52条 役員の任期は1年とし、執行委員は11月15日から翌年11月14日まで、評議員監査及び選挙管理委員は4月より翌年3月までとする。ただし、再任は妨げない。役員に欠員を生じたときは、その都度選出し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第53条 執行委員及び選挙管理委員は、他の役員を兼ねることはできない。

## 第5章 会計

第54条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第55条 会費などの金額及び納入方法は別に定める。

第56条 会員は、すべて入会金及び会費を納付しなければならない。一旦納付した会費等は返還しない。

第57条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第6章 監査

第58条 監査は、会計処理の正しさや学生会活動の進め方を確認し、問題がある場合にはその活動の改善を求めることを目的とする。

第59条 監査長は、前任者より監査の中から指名される。

第60条 監査は、監査長の面接により選出し、監査長が指名する。

第61条 必要であると認められる場合、前任の監査長を監査長補佐として残留させることができる。監査長補佐は、現任の監査長を補佐するとともに、監査業務の円滑な遂行及び後任への引き継ぎに寄与するものとする。

### 附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

### 附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

別記（学生会機構図）

### 学生会機構図

